



日医発第 30 号（地 10）（健Ⅱ12）F

令和 2 年 4 月 3 日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横 倉 義 武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する

日本医師会の考え方 Ver. 2.0 について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般、令和 2 年 3 月 27 日付日医発 1277 号（地 498）（健Ⅱ 352）F の文書を以て、貴会に「濃厚接触者による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方について」をお送りしました。

その後、本「考え方」について厳しく解される場合等も見受けられましたので、別添の通り Ver2.0 として整理いたしました。なお、在宅勤務等は当然可能ですので、ご了知ください。

つきましては、誠に恐れ入りますが、改めて貴会管下関係医療機関への周知をしていただきますようご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する 日本医師会の考え方 Ver. 2.0

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染拡大により、受診者が感染に気付かずに来院される可能性が高まっています。受診された方ならびに医療従事者の感染が確認された場合の診療継続について、日本医師会の考え方を下記のようにお示いたします。

記

- 医療従事者の日常の感染予防策について、令和2年3月11日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意事項について」に沿った対策が求められます。全ての患者の診療において徹底が求められる標準予防策とは、サージカルマスクの着用及び手指衛生の励行であることが明記されており、また、濃厚接触者に該当しない場合は、同事務連絡「2. (2)」に示されています。
 - 受診者の感染が判明した場合、医療機関の管理者が標準予防策（検査等の手技を実施する場合は、それらに応じた防護を実施することとする。）の実施を確認した場合には、濃厚接触に該当しないことから、就業制限や施設の使用制限の必要はありません。この場合に、所管保健所等との緊密な連携をお願いいたします。
さらに、同事務連絡にあるとおり、新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施するなど、自身の健康管理を強化することが求められています。
 - 感染が確認された医療従事者は、他への感染のおそれなくなるまで保健所等により就業制限が行われます。また、他との接触状況は所管保健所等の指導に従って判断し、濃厚接触者に該当した者は、原則、接触から14日間健康観察が必要となり、その間不要不急の外出を避ける等の指導が行われます。極力診療継続ができる方策を探っていただきますが、対応について保健所等の指導に従ってください。
- ※ 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」については、同ガイド「はじめに」の通り、同学会が示したひとつの目安であり、それぞれの施設の対応を制限するものではないこと、また、各施設の状況に応じて具体的な対応を決めていただくことが重要とされています。

参考：「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日付医政地発 1219 第 1 号）、「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針(マニュアル)2013 年度案 2014 年 3 月改訂」・「小規模病院/有床診療所施設内指針(マニュアル)2013 年度案 2014 年 3 月改訂」・「無床診療所施設内指針(マニュアル)2013 年度案 2014 年 3 月改訂」（「院内感染対策のための指針案の送付について」（平成 27 年 1 月 5 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）」（令和 2 年 2 月 21 日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付厚生労働省医政局総務課ほか事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和 2 年 3 月 11 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）